一般災害対策計画編

一般災害対策計画編

第１章　総　　則

第１節　計画の目的・性質

第１項　目　的

この計画は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第４２条の規定に基づき、富加町防災会議が作成するものであって、防災に関する事務又は業務について、総合的な運営を体系化したものであり、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにし、これを効果的に活用することによって、町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、町民一人一人の自覚及び努力を促すことを目的とする。

第２項　一般災害対策計画編の性質

（１）風水害等の災害に対し、県、町及び指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示し、対策を推進するものであり、災害発生時及び災害が発生するおそれがある段階に講ずべき対策等を体系的に整理した実施細目（マニュアル）等については、更に関係機関において別途定めることを予定している。

（２）関係機関がそれぞれの立場において実施責任を有するものであり、防災関係機関は、平素から研究、訓練によりこの計画の習熟に努めるとともに、町民への周知を図り、計画の効果的な運用ができるように努めるものとする。

（３）災害対策基本法第４２条の規定に基づき、毎年度の当初に検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正し、その要旨を公表するものとする。従って、各関係機関は、毎年関係のある事項について富加町防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに毎年計画修正案を富加町防災会議に提出するものとする。

（４）この計画に基づく施策推進にあたっては、2015 年 9 月の国連サミットで採択された、国際社会が一丸となって 2030 年までに達成すべき持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の観点を踏まえながら、取り組んでいくものとする。特に、目標 11「住み続けられるまちづくりを」及び 13「気候変動に具体的な対策を」を目指した取組みを推進する。

第３項　計画の構成

災害対策基本法第４２条の規定に基づき、富加町の地域にかかる災害の対策に関し、次の事項を定め、もって防災の万全を期するものである。

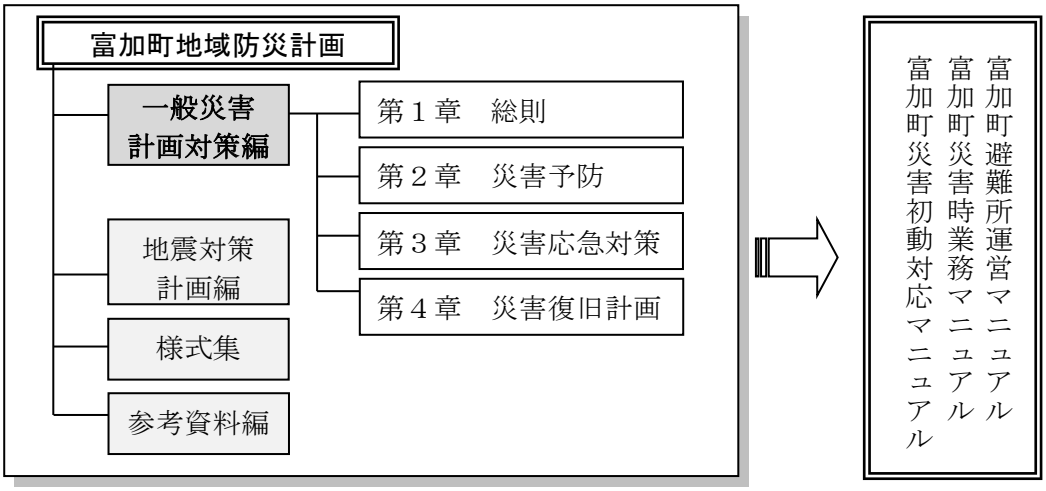

第４項　想定する災害

想定する主な災害は、次のとおりである。なお、同時又は連続して２つ以上の災害が発生し、それらの影響が複合化する事象の複合災害の発生可能性を認識すること。

（１）台風による災害
（２）集中豪雨等異常降雨による災害
（３）竜巻による災害
（４）航空機事故による災害
（５）鉄道・道路・原子力事故による災害
（６）危険物の爆発等による災害
（７）可燃性・有毒性ガスの拡散
（８）大規模な火災（林野火災を含む）による災害
（９）その他の特殊災害

第５項　計画の周知

この計画は、富加町の職員及び防災関係機関等に周知するとともに必要と認められる事項について、町民に周知するものとする。

第６項　他計画との調整

この計画は、指定行政機関及び指定公共機関の防災業務計画並びに岐阜県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

第７項　計画の用語

次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

（１）町本部とは、富加町災害対策本部をいう。
（２）県本部とは、岐阜県災害対策本部をいう。
（３）県支部とは、岐阜県災害対策本部可茂支部をいう。
（４）町計画とは、富加町地域防災計画をいう。
（５）県計画とは、岐阜県地域防災計画をいう。
（６）災対法とは、災害対策基本法(昭和３６年法律第２２３号)をいう。
（７）災害時とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合をいう。

（８）自然災害とは、暴風、竜巻、豪雨、地滑り、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、豪雪、その他異常な自然現象（地震を除く。）をいう。
（９）事故災害とは、大規模な火災若しくは爆発、放射性物質・可燃物・有害物の大量流出、航空災害、陸上交通災害その他の大規模な人為的事故をいう。
(10) 要配慮者とは、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。
(11) その他、本計画中の組織の名称は、次頁のとおりに読みかえるものとする。

用　　語	災害対策（警戒）本部設置時
町　本　部　長	富加町長
町本部○○部○○班	富加町○○課○○係
本 部 連 絡 員 室	富加町役場総務部　※総務班長を室長とする。
本　部　連　絡　員	企画部、住民部税務班、建設部建設班、教育部 消防部消防班　以上の各班より１名選出
県　本　部　長	岐阜県知事
県本部○○部○○班	岐阜県○○部○○課
県 可 茂 支 部 長	可茂県事務所長
県 可 茂 支 部 ○ ○ 班	可茂県事務所管内の県現地機関

第２節　活動体制

第１項　災害対策本部

町の地域内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で町長が必要と認めたときは、災対法の規定により町本部を設置し、災害が発生する恐れが解消し、又は災害応急対策をおおむね完了したと認めたときはこれを解散する。

なお、町本部等の運営の方法、配備体制等については、防災活動に即応できるように定めるとともに、災害情報の収集、災害対策の実施方針を作成し、必要に応じ関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連携の確保に努めるものとする。

１　町本部の運用

（１）体制等

開庁時における体制・閉庁時（休日、夜間等）における警報発表時の出動体制は次のとおりとなる。なお、原子力災害での体制は、第３章第 41 節「原子力災害応急対策」による。

○ 開庁（勤務）時における体制

区　　分	基　　準	配　備　体　制	備　　考
警戒体制	次の注意報のうち、いずれかが発表されたとき。 ・大雨注意報 ・強風注意報 ・洪水注意報 ・竜巻注意情報	・総務部長又は総務班長 ・防災担当職員	
警戒第２体制	次の警報のうち、いずれかが発表されたとき。 ・暴風警報 ・大雨警報 ・洪水警報	・総務部長又は班長 ・企画部長又は班長 ・福祉保健部長又は班長 ・建設部長又は班長 ・教育部長又は班長 ・産業環境部長又は班長 ・住民部長又は班長 ・保育部長又は班長 ※基本的に各部の班長とするが代理も可とする。 ※各部１名	**【災害警戒本部を設置】** ・町長が必要と認めたときは非常体制（災害対策本部）に移行する。
非常体制	① 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ② 気象特別警報が発表されたとき。 ③ 災害が発生し、大規模な被害が予想されるとき。 ④ 災害救助法が適用されるとき。	・全職員 ・消防団員	**【災害対策本部を設置】**

○ 閉庁時（休日、夜間等）における警報発表時の出動体制

出動体制	動　員　者（数）	任　　務　　等
警戒体制 (1) 警報発表時 (2) 台風接近等の予想がされ、自主避難所の開設が必要となった時 (3) 町内広域に停電が発生した時　　計４名 （夜間時３名） （避難所開設時６名） （避難所開設時夜間５名）	・警報当番２名 ・総務部、企画部当番１名 ・日直者１名（日中のみ） ・避難所対応職員２名 ※日直と警報当番が重複しないよう各自交代すること。 ※自主避難所が開設された場合 ※長期化する可能性を考慮し、避難所担当部（教育課、こども課、住民課）全体で輪番制にすることや、状況に応じ他課へ避難所対応職員として応援を要請する場合がある。	①雨量計の確認（記録の記載） ②警報当番記録表の記載 ③町内を巡回 ④総務部、企画部当番は被害情報集約システムで報告 ⑤停電対応 ・中部電力 HP（防災担当隣席 PC）で停電箇所の確認。 ・総務部、企画部当番は、総務部長に連絡し、状況に応じ警戒第２体制に移行。 ・中部電力からの依頼に応じ防災行政無線にて停電箇所の放送
・警戒第２出動とする雨量計の目安 ①　警報発表前約１０時間の総雨量に以降の雨量を加算した雨量が１２０㎜を超えたとき、又は超えると予想される場合。 ②　１時間雨量が３０㎜を超え、その時点以降に降雨の継続が予想される場合。 **・その他の警戒第２体制となる基準** ①　暴風警報が発表されたとき。 ②　津保川の下之保観測所で氾濫注意水位（1.8m）〔警戒水位〕に達したとき。 ③　町内広範囲に長時間停電が発生し、復旧までに相当の時間が予想される場合		
警戒第２体制 計 12 名 （夜間 11 名） （暴風時 14 名） （暴風時夜間 13 名）	・警報当番２名 ・総務部、企画部当番１名 ・日直者１名（日中のみ） ・総務部長又は班長 ・企画部長又は班長 ・福祉保健部長又は班長 ・建設部長又は班長 ・教育部長又は班長 ・産業環境部長又は班長 ・住民部長又は班長 ・保育部長又は班長 ※基本的に各部の班長とするが代理も可とする。 ※各部１名 ・消防部長（暴風警報発表時のみ） ・防災担当（暴風警報発表時のみ）	**【災害警戒本部を設置】** ・状況により、本部長（町長）・副本部長（参事）を参集し、必要と判断した場合は、段階的に各班の増員を行う。 ・被害の発生が予想される場合、又は本部長（町長）が必要と認めた場合は非常出動に移行する。 ・上記とは別に職員の増員が必要な場合は、各部・各班で対応すること。 ・災害対応は、警報等解除されても担当部署にて対応すること。
非常体制	・全職員 ・消防団員 ※保育士は状況に応じ招集する。	**【災害対策本部を設置】** ・土砂災害警戒情報または気象特別警報が発表されたとき。 ・災害が発生し大規模な被害が予想 されるとき。 ・災害救助法が適用されるとき。
警戒出動の解除	警報が解除され、災害等の発生が予想されないとき。	・防災行政無線により、状況に合わせて警報解除の放送をする。

（注）部長・班長の名前は、富加町災害初動対応マニュアルを参照。

２　体制等の特例

町本部長（町長）は、災害の種類、状況その他により、１（１）に定める体制がとれないときは、特定の部（班）に対してのみ体制を指示し、又は種類の異なる体制を指示することができる。

３　体制等の伝達

町本部の設置、体制の配置あるいは、閉鎖等を決定したときは伝令等によって関係機関等に伝達する。但し、町本部を設置していない段階の体制においては省略することができる。

４　本部等の開設場所

町本部は、庁舎被害時等を除き、役場庁舎内に設けるものとする。但し、必要に応じて被災現場その他に設けるものとする。なお準備体制中の事務は、総務部で行うものとする。

５　本部員会議

大規模な災害が発生し、または発生する恐れのある場合で、町本部長（不在時は副本部長又は代理者）が必要を認めたときは、「本部員会議」を開催し、おおむね次の事項を協議するものとする。なお、本部員会議を開催するいとまがないとき、あるいは災害の規模がその程度に達しないと認めたときは、災害対策本部の開設等について関係本部員が協議し、その結果に基づき、町本部長が決定するものとする。

（１）災害対策本部の開設及び配置並びに班員の動員応援に関すること。
（２）現地連絡所の設置及び現地連絡所長の選任に関すること。
（３）災害防除（拡大防止）応急復旧対策に関すること。
（４）被災者の救助保護に関すること。
（５）交通、通信その他総合実施を要する対策の調整推進に関すること。
（６）その他災害対策に関連した重要な事項

６　職員の配備

災害が発生し、または発生する恐れのある場合は、各班員は、町災害対策本部の設置又は配置のいかんにかかわらず、それぞれの任務につくものとする。

各班員は、班員別に配備場所を定めておくものとするが本部員及び本部連絡員は、いつでも直ちに本部連絡員室に集合できるようそれぞれの部班において待機（勤務）するものとする。

７　証票等

（１）身分証明

町本部班員の身分証明は「富加町職員証」をもって兼ねるものとし、災害対策基本法第８３条第２項（立入りの要件）による身分を示す証票も本証をもって兼ねるものとする。

（２）腕章

本部職員のうち災害応急対策の事務にあたる者は、次の腕章を着用するものとする。

○本部長、副本部長

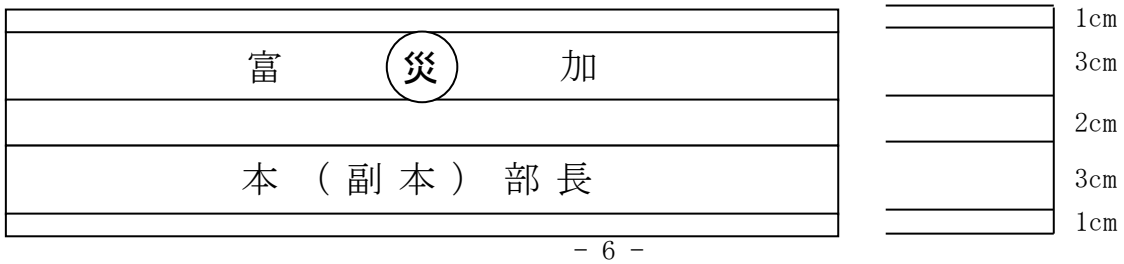

〇部長

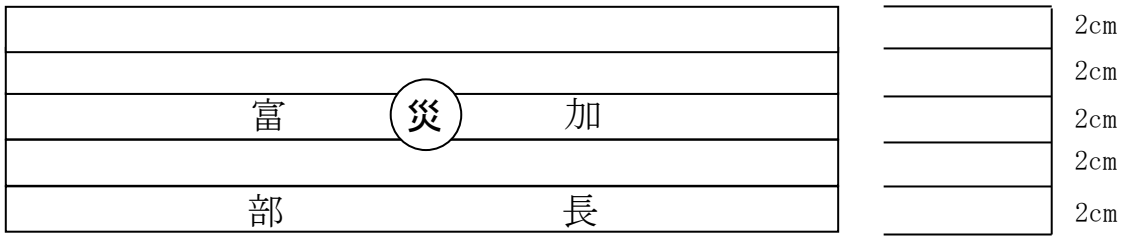

〇班長、本部連絡員、現地連絡所長

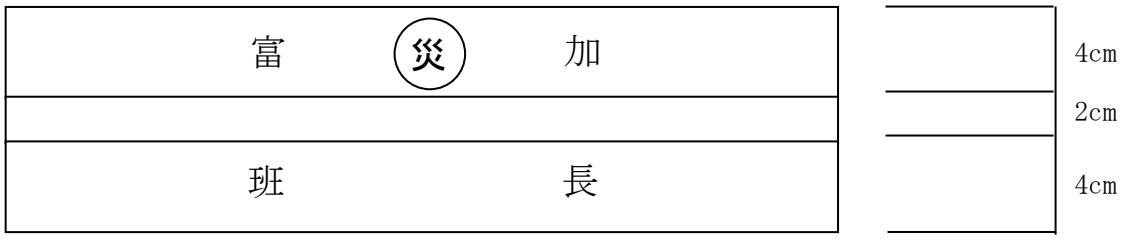

〇班員

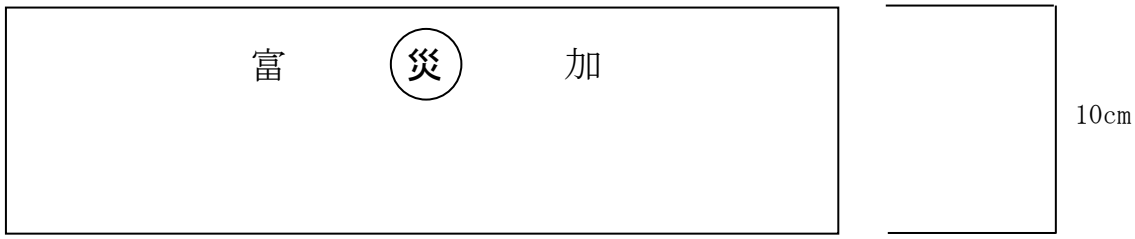

（注） 腕章の大きさは、長さ 38 ㎝ 巾 10 ㎝とする。 地は白色、字は黒色とし、線は赤線とする。

（３）標旗

町本部で災害応急対策に使用する自動車は、次の標識を車体に付するものとする。

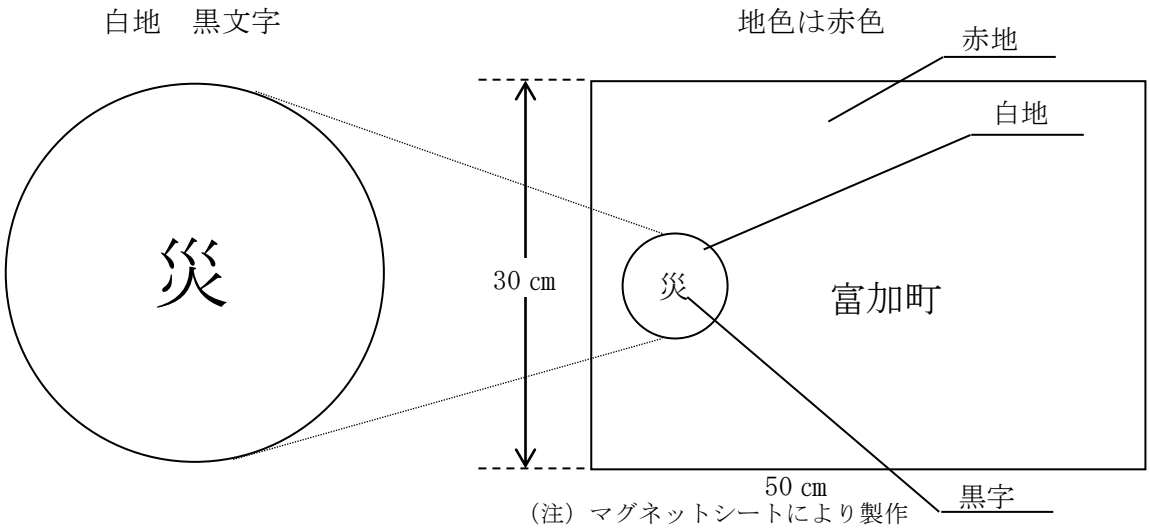

（注）マグネットシートにより製作

第２項　富加町災害対策本部等の組織

災害の予防、応急対策及び復旧等防災活動に即応する体制を確立するため、国、県、町及び、その他公共機関相互の連携を図るとともに、町民の協力により総合的かつ一体的な防災体制を確立するものとする。

１　富加町防災会議

災害対策基本法第１６条の規定により富加町の地域に係る地域防災計画の作成及びその対策の推進のため富加町防災会議を置く。（富加町防災会議条例）

２　富加町災害警戒本部

災害対策本部を設置するまでに至らない場合には災害警戒本部を設置し、岐阜県等と連携を図りながら、情報収集及び連絡活動を主とする警戒活動を行う。また、災害の発生又は、大規模な被害が予想される場合には、災害対策本部を設置する。

（１）災害警戒本部の体制等

本部長は総務部長とする。総務部長が不在の場合は、総務班長が代理する。

（２）災害警戒本部の任務

ア　町内の巡回

イ　災害原因情報、被害情報及び災害対策情報等の収集、分析

ウ　県、警察署、町内主要機関等との連絡調整

エ　災害対策本部の設置の必要性の検討

３　富加町災害対策本部

災害対策基本法第２３条に基づく富加町災害対策本部の組織は、富加町災害対策本部条例（昭和５５年富加町条例第１５号）の規定に基づき、次に定めるところによるものとする。

（１）編成

町本部の編成は、次表のとおりとする。

○町本部編成

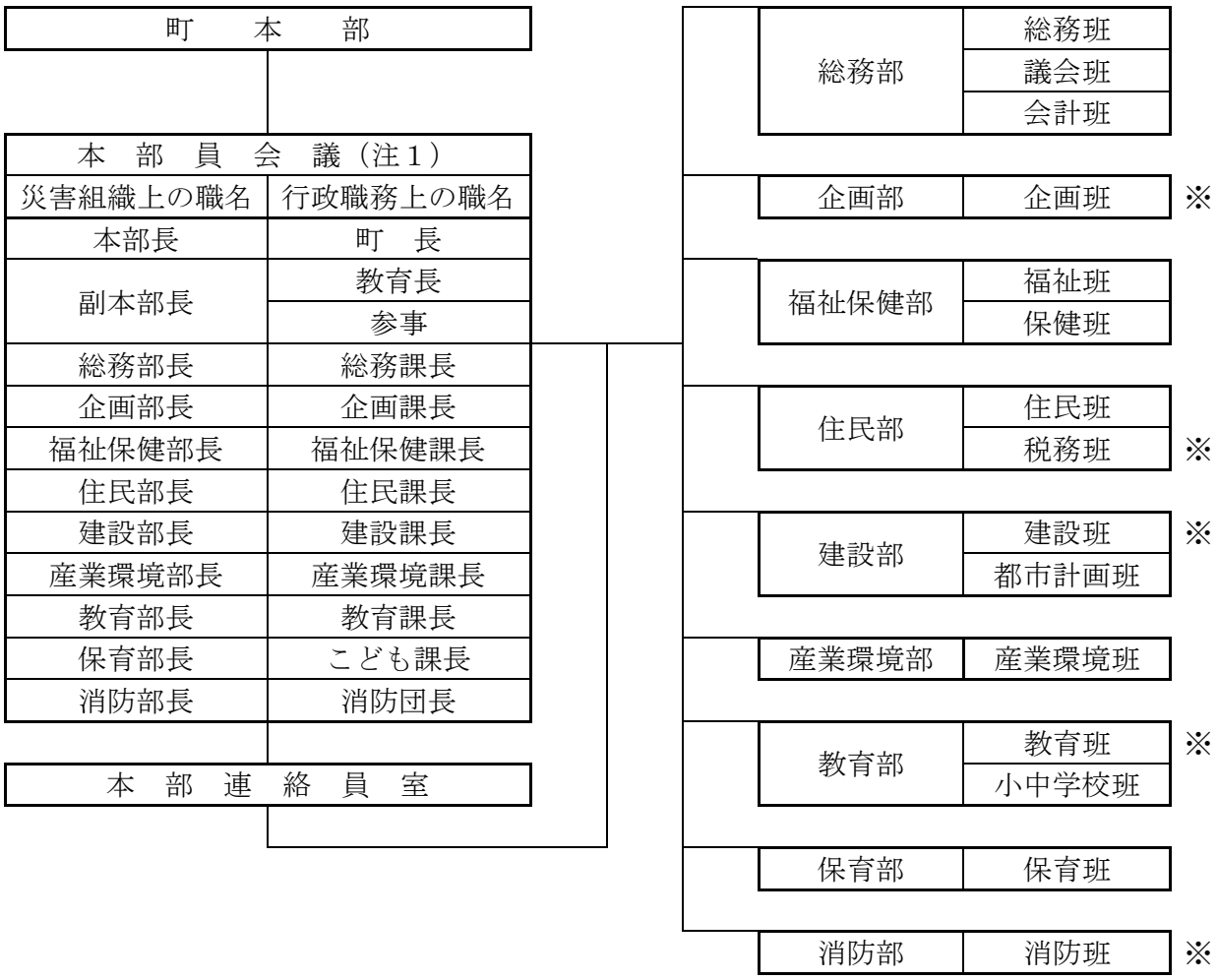

（２）任務の内容

各部･各班の任務内容は資料編のとおりとなるが､それぞれの役割は次によるものとする。

ア　副本部長

本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、職務を代理する。

イ　町本部長（町長）が不在等の場合の実施責任者順位を、次のように定めるものとする。

第１位　教育長　第２位　参事　第３位　総務課長

ウ　本部の各部、各班

（ア）町本部に部及び班を設け、部に部長、班に班長を置く。

（イ）部長は本部長の命を受け、部に属する対策を処理し、所属の班長を指揮、監督する。

（ウ）部長に事故がある時は、その属する部の班長のうちから職務代理者を本部が指名する。

（エ）班長は、当該班の所属事項について部長を補佐するとともに、上司の命を受けて応急対策の処理にあたる。班長の属する課等の職員は、班員となり、上司の命を受けて応急対策にあたる。町本部の各部及び各班別の分担任務は、別表のとおりとする。

（３）本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長及び各部の部長をもって組織し、災害応急対策の基本的な事項を協議するとともに、災害対策の総合的な調整とその実施の推進にあたるとする。会議の招集、運営は総務部長が行い、事務は総務部長の次の職にある者が行うものとする。

（４）本部連絡員室と部内連絡員

本部連絡員室は、災害対策について本部と各部、各班の連絡及び本部員会議の庶務等に関する事務処理を行うものとする。また、本部連絡員室に室長及び本部連絡員をおき、室長は総務班長とし、本部連絡員は班員の中から５名選出する。本部連絡員は、町本部を開設したときは本部連絡員室に勤務するものとする。但し、本部連絡室長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

（５）現地連絡所

現地連絡所は、災害の規模、程度に応じ設置するもので、その都度本部長が連絡所長を任命し、連絡所員は、連絡所長の要請に基づき、関係各班の長が所属班員の中から指名する。

連絡所員は、本部長の特命事項を処理するとともに、現地における関係機関等との連絡調整にあたる。

○各部・各班の分担内容

部	班	任　務　内　容
総務部	総務班	1 本部長の秘書に関すること。 2 災害見舞及び視察に関すること。 3 職員の動員、福利厚生に関すること。 4 災害業務従事者の損害補償に関すること。 5 災害関係文書の受理、配布、発送に関すること。 6 町有財産の災害対策及び調査、報告に関すること。 7 災害時の輸送、労力の確保に関すること。 8 災害備蓄品等物品の出納に関すること。 9 総務部内及び各部、県本部との連絡調整に関すること。 10 災害対策の全般に関すること。 11 総合被害状況調書の作成、報告及び防災会議の報告に関すること。 12 県、町防災行政無線の発受信及び管理に関すること。 13 消防署及び消防団との連絡調整に関すること。 14 災害経費の執行に関すること。 15 義援金の収納、保管に関すること。(会計班) 16 災害関係経費の出納に関すること。(会計班) 17 ライフライン（電気・ガス・電話）の復旧に関すること。
	議会班	1 議会の連絡等全般に関すること。 2 議員の災害活動に関すること。
企画部	企画班	1 災害情報の収集、伝達、広報に関すること。 2 電算機器の保全、通信施設の災害対策に関すること。 3 災害の予算等町財政の運営に関すること。 4 気象情報の把握、伝達に関すること。 5 自衛隊の派遣要請に関すること。 6 県防災ヘリコプターの要請に関すること。 7 災害時における災害用物資の確保に関すること。
住民部	税務班	1 一般住宅等被害の調査、報告に関すること。 2 被災者の税の減免に関すること。 3 罹災台帳の作成、証明の発行に関すること。 4 災害時における避難所の開設、収容及び被災者の給食、物資の配分に関すること。
	住民班	1 人的被害の調査、報告に関すること。 2 被災者の苦情、要望等の相談に関すること。 3 災害時に係る死体の保護及び埋葬に関すること。 4 災害時における避難所の開設、収容及び被災者の給食、物資の配分に関すること。

部	班	任　務　内　容
福祉保健部	福祉班	1 災害救助の全般的な対策とその実施に関すること。 2 社会福祉施設全般の被害調査、報告及び災害対策に関すること。 3 被災者に対する生活資金の融資及び生活保護に関すること。 4 義援金の募集及び配分に関すること。 5 高齢者、障害児者の措置に関すること。 6 指定福祉避難所の開設に関すること。 7 社会福祉協議会、赤十字奉仕団等との連絡調整に関すること。 8 ボランティアの受け入れに関すること。(社会福祉協議会)
	保健班	1 医療施設の災害対策及び調査、報告に関すること。 2 病院・災害派遣医療チーム等の連絡に関すること。 3 医療救護所の開設に関すること。 4 防疫活動（感染予防等）・食品衛生に関すること。
産業環境部	産業環境班	1 農林業関係施設及び作物の被害調査、報告及び災害対策に関すること。 2 農業、商工業関係団体との連絡調整に関すること。 3 商工業、観光関係施設の被害調査、報告及び災害対策に関すること。 4 農地及び土地改良施設の被害調査、報告及び災害対策に関すること。 5 林道の被害調査、報告及び災害対策に関すること。 6 土地改良団体との連絡調整に関すること。 7 災害時における公害防止対策に関すると。 8 災害時におけるし尿処理に関すること。 9 災害時における仮設・簡易トイレの設置に関すること。 10 放射性物質及び原子力災害対策に関すること。 11 災害廃棄物の処理に関すること。
建設部	建設班	1 交通不能箇所の調査及び応急対策に関すること。 2 道路障害物の除去に関すること。 3 交通規制に関すること。 4 土木事務所との災害対策のための連絡調整に関すること。 5 建設業協会等との連絡調整に関すること。 6 道路河川等土木施設の被害調査、報告及び災害対策に関すること。 7 雨量に関する観測、データ収集、報告に関すること。 8 公営住宅の被害査、報告及び災害対策に関すること。 9 斜面崩壊、地滑り、急傾斜地等の被害調査、報告及び災害対策に関すること。 10 緊急輸送道路の確保に関すること。 11 応急仮設住宅の建設に関すること。 12 被災住宅の応急修理に関すること。

部	班	任　務　内　容
建設部	都市計画班	1 下水道施設の被害調査、報告及び災害対策に関すること。 2 被災住宅の建築対策に関すること。 3 上水道施設の被害調査、報告及び災害対策に関すること。 4 飲料水の確保及び供給に関すること。 5 給水用資機材の運搬、点検に関すること。 6 水道施設の清掃点検、消毒、水質検査に関すること。 7 災害時における消火栓対策に関すること。
教育部	教育班	1 教育施設全般の被害調査、報告及び災害対策に関すること。 2 学校、教育関係団体との連絡調整に関すること。 3 公民館・体育施設・公園等の被害調査、報告及び災害対策に関すること。 4 施設利用者の避難等の対策に関すること。 5 災害時における避難所の開設、収容及び被災者の給食、物資の配分に関すること。 6 文化財の保護に関すること。
	小中学校班	1 児童、生徒の避難対策に関すること。 2 教職員の確保及び動員に関すること。 3 災害時の授業及び給食対策に関すること。 4 学校施設の避難所開設の協力に関すること。
保育部	保育班	1 園児の避難、保護対策に関すること。 2 保育施設の被害調査、報告及び災害対策に関すること。 3 被災園児の臨時保育に関すること。 4 こども園（福祉避難所）の避難所開設の協力に関すること。 5 災害時における避難所の開設、収容及び被災者の給食、物資の配分に関すること。
消防部	消防班	1 災害情報の収集に関すること。 2 被災者の救出、捜索に関すること。 3 避難者の誘導に関すること。 4 水防活動に関すること。

（注）1．各班は任務内容の他、必要に応じて、他班が行う事務の応援にあたる。
2．分担が明確でない場合は、本部長（軽易な事項については本部連絡員室）の指示する部・班において担当する。

第３節　各機関の実施責任者と処理すべき事務又は業務の大綱

第１項　基本方針

災害対策の実施に当たっては、県、町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて、県及び町を中心に、町民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を推進することで、県、町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、事業者、町民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。

第２項　実施責任

１　富加町

防災の第一次的責任を有する地方公共団体として、その地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施するものとする。

２　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、自ら必要な防災活動を実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとるものとする。

３　指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるようその業務に協力するものとする。

４　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、町その他の防災関係機関が実施する防災活動に協力するものとする。

５　富加町民

災害時において、関係機関の活動を阻害されることが予想されるため、町民は「自らの生命は自ら守る」「みんなの地域はみんなで守る」という意識の下に、自主防災組織等により積極的に防災活動を行うよう努めるものとする。

第３項　処理すべき事務又は業務の大綱

富加町及び富加町地域に係る公共機関、団体その他防災上重要な施設の管理者は、おおむね次の業務を処理するものとする。

１　富加町

（１）富加町防災会議及び富加町災害対策本部に関する業務
（２）防災に関する施設、組織の整備と訓練
（３）防災に関する予警報の連絡
（４）災害による被害の調査報告と情報の収集及び広報
（５）災害の防除と拡大防止
（６）救助、防疫等被災者の救助、保護
（７）災害応急対策及び災害復旧資材の確保と物価の安定
（８）被災産業に対する融資等の対策
（９）被災町営施設の応急対策
(10) 災害時における保健衛生及び文教対策
(11) 災害対策要員の動員、雇上
(12) 災害時における交通、輸送の確保
(13) 被災施設の復旧
(14) 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整
(15) 防災活動推進のための公共用地の有効活用
(16) 東海地震の予知に係る対策

２　指定地方行政機関

（１）中部管区警察局
ア　管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること
イ　他管区警察局及び管区内防災機関との連携に関すること
ウ　管区内各県警察の相互援助の調整に関すること
エ　警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること
オ　情報の収集及び連絡に関すること
（２）東海財務局岐阜財務事務所
ア　立会関係
（ア）　公共土木、農林水産業、公営住宅等法律補助による災害復旧事業費査定立会
（イ）　その他予算補助による災害復旧事業費査定立会
イ　証券関係
（ア）　届出印鑑喪失時の可能な限りの便宜措置の要請
（イ）　有価証券喪失時の再発行の手続きの協力要請
（ウ）　預かり有価証券の売却及び解約代金の即日払い申出時の可能な限りの便宜措置の要請
ウ　融資関係
（ア）　地方公共団体の災害復旧事業債の融資
（イ）　地方公共団体に対する短期資金の融資
エ　金融関係
（ア）　災害関係の融資に関する措置の要請
（イ）　預貯金の払戻及び中途解約に関する措置の要請
（ウ）　手形交換、休日営業等に関する措置の要請
（エ）　生保及び損保保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置の要請

（オ）　営業停止等の対応に関する措置の要請

オ　国有財産関係

（ア）　災害の応急措置又は地震防災応急対策の用に供する財産の無償貸付又は使用許可

（イ）　激甚指定を受けた地域の学校施設（小学校、中学校又は特別支援学校）の用に供する財産の無償貸付

（ウ）　災害の防除又は復旧を行う者に対する条件付売払又は貸付

（エ）　被災を受けた貸付財産の貸付料の減額

（オ）　普通財産の被害状況の把握、現地調査

（カ）　県内未利用地の情報提供、有効活用

（キ）　被災債務者に対する履行期限を延長する特約措置

（３）東海北陸厚生局

ア　災害情報の収集及び連絡調整

イ　関係職員の派遣

ウ　関係機関との連絡調整

（４）東海農政局

ア　農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり防止区域内の農地地域に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全対策の推進

イ　農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報の収集

ウ　被災地に生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るための必要な指導

エ　被災地における農産物等の病害虫防除に関する応急措置についての指導

オ　農地、農業用施設等の災害時における応急措置についての指導並びにこれらの災害復旧事業の実施及び指導

カ　直接管理又は工事中の農地、農業用施設等についての応急措置

キ　農林水産省の保有する土地改良機械の貸付等

ク　被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等に関する指導

ケ　応急用食料の供給支援に充てる在庫量の調査及び調達並びに供給体制の整備

コ　被害を受けた関係業者・団体の被災状況の把握

サ　食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置

シ　必要に応じ、職員の派遣による食料供給活動の支援

（５）中部森林管理局

ア　国土保全事業の推進

イ　保安林の整備とその適正な管理

ウ　災害予防対策

（ア）　森林施業の防災措置

（イ）　山腹崩壊、土砂流出等災害発生危険箇所の点検と予防対策

（ウ）　国有林野等からの林産物等の流出防止とその対策

（エ）　国有林野の火災防止対策

エ　災害応急対策

（ア）　災害応急又は災害復旧対策に必要な技術職員等の把握と派遣

（イ）　災害応急又は災害復旧用資機材の貸付

（ウ）　災害復旧用材（木材）の備蓄及び供給

オ　災害復旧対策

国有林野事業施設及び民有林直轄治山施設等に係る災害復旧

（６）中部経済産業局

ア　災害情報の収集及び伝達

イ　電力及びガスの供給確保指導

ウ　災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整

エ　被災中小企業に対する資金の融通等の措置

オ　必要に応じて災害対策本部等への職員の派遣

（７）中部近畿産業保安監督部

ア　高圧ガス、液化石油ガス、火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス等所掌に係る施設の保安の確保に必要な監督指導

（８）中部運輸局

ア　災害情報の収集及び伝達

イ　船舶の調達のあっせん及び特定航路への就航勧奨

ウ　円滑な港湾荷役実施のための必要な指導

エ　船舶運航事業者等との連絡体制の強化、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保

オ　特に必要と認めるときの船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置

カ　鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導、監督

キ　自動車道の通行の確保に必要な指導、監督

ク　自動車の調達のあっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導

ケ　関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用し得る車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備

コ　特に必要があると認めるときの自動車運送事業者に対する輸送命令を発する措置

サ　大規模自然災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣

（９）気象庁（岐阜地方気象台）

ア　気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表、

イ　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説

ウ　気象業務に必要な観測、予想及び通信施設の整備

エ　火山防災情報の発表・伝達

オ　地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言

カ　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

キ　地震情報の発表・伝達・解説

ク　東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時）の発表・伝達・解説

ケ　南海トラフ地震臨時情報、南海トラフ地震関連開設情報の発表・伝達・解説

コ　津波警報及び津波情報の発表・伝達・解説

サ　二次災害防止のための地震活動に関する情報、気象警報・注意報等、気象等に関する情報の適時・適切な提供

シ　緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報
ス　防災訓練の実施及び関係機関との協力
(10) 東海総合通信局
ア　災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理
イ　災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理
ウ　被災地区における電気通信施設の被害状況の調査
エ　各種非常通信訓練の計画及びその実施についての指導
オ　非常通信協議会の運営
カ　通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与
(11) 岐阜労働局
ア　事業場における労働災害の防止
イ　化学設備の緊急遮断装置等異常事態に備えての機械・設備の安全確保及び管理体制の整備
ウ　悪天候時における高所作業、ずい道工事等の即時中止、退避等作業者の安全確保
エ　救出、復旧工事等緊急作業時における労働災害防止
オ　労働保険料等の納付猶予の措置
(12) 国土交通省（中部地方整備局、北陸地方整備局）
ア　災害予防
（ア）　所管施設の整備と防災管理
（イ）　応急復旧用資機材の備蓄の推進
（ウ）　機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
（エ）　河川防災ステーション、緊急用河川敷道路、防災情報ネットワーク等防災関連施設の整備
イ　初動対応
大規模自然災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、被災地方公共団体等が行う災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣
ウ　応急・復旧
（ア）　水防のための警報等の発表、伝達と水害応急対策
（イ）　防災関係機関との連携による応急対策の実施
（ウ）　所管施設の緊急点検の実施
（エ）　県からの要請に基づく災害対策用機械等の貸付

３　自衛隊

（１）防災に関する調査推進
（２）関係機関との連絡調整
（３）災害派遣計画の作成
（４）防災に関する訓練の実施
（５）災事情報の収集
（６）災害派遣と応急対策の実施

４　指定公共機関

（１）西日本電信電話株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ＫＤＤＩ株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社

ア　電話回線の確保

イ　電気通信施設の整備と防災管理（耐震化を含む）

ウ　災害時における緊急通話の取扱い

エ　被災施設の調査と復旧

（２）日本赤十字社岐阜県支部

ア　医療、助産、保護の実施

イ　災害救助等の協力奉仕者の連絡調整

ウ　義援金の募集配分

（３）中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、中部電力ミライズ株式会社、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、北陸電力株式会社、北陸電力送配電株式会社、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社

ア　ダム施設等の整備と防災管理

イ　災害時の電力供給

ウ　被災施設の調査と災害復旧

（４）東海旅客鉄道株式会社

ア　鉄道施設の整備

イ　電気通信施設及び電力施設の整備

ウ　列車の運転規制に係る措置

エ　う回輸送等輸送に係る措置

オ　列車の運行状況等の広報

カ　鉄道施設等の応急復旧

キ　鉄道施設等の災害復旧

（５）日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社

ア　安全輸送の確保

イ　災害対策用物資及び人員、輸送の確保

ウ　被災地の交通の確保

（６）中日本高速道路株式会社

ア　中日本高速道路株式会社施設の整備と防災管理

イ　被災施設の調査と復旧

（７）独立行政法人水資源機構

ア　水資源機構施設の整備と防災管理

イ　被災施設の調査と復旧

（８）日本放送協会

ア　町民に対する防災知識の普及と警報等の周知徹底

イ　町民に対する災害応急対策等の周知徹底

ウ　放送施設の保守

（９）日本銀行

ア　通貨の円滑な供給確保のための万全な措置の実施

イ　り災金融機関への早急な営業開始の要請、必要に応じ金融機関相互間の申合せ等による営

業時間の延長及び休日臨時営業措置の要請
ウ　金融機関相互間の申合せにより次の措置実施の要請
（ア）　被災者の預貯金について、実情に即する簡易な確認方法による払戻し及び定期預金等の期限前解約
（イ）　手形交換について、交換開始時刻、交換尻決済時刻、不渡手形返還時刻の変更及び一定日までのり災関係手形等に対する不渡り処分の猶予並びに不可抗力により支払期日の経過した手形の交換持出の容認
（ウ）　災害関係融資について実情に即した措置
エ　損傷銀行券及び貨幣の引換のための必要な措置
オ　国債を滅紛失した顧客に対する相談対応
カ　国庫事務を円滑に運営するための必要な措置
キ　上記措置の金融機関と協力した速やかな周知徹底
(10) 日本郵便株式会社
ア　災害時における郵便業務の確保
（ア）　郵便の運送、集配の確保
（イ）　郵便局の窓口業務の維持
イ　災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便業務に係る災害特別事務の取扱い及び援護対策の実施
（ア）　被災者に対する郵便はがき等の無償交付
（イ）　被災者救助団体に対するお年玉はがき寄付金の配分
（ウ）　被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社等にあてた救助用の現金書留郵便等の料金免除
（エ）　郵便物集積場所等としての提供
（オ）　郵便局が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供
（カ）　被災町民の避難先及び被災状況等の情報の提供
（キ）　避難所への臨時郵便差出箱の設置
（ク）　上記の他、支援、協力できる事項
(11) 独立行政法人国立病院機構
ア　国立病院機構の病院による医療救護班の編成及び派遣
イ　国立病院機構の病院による可能な範囲における被災傷病者の収容治療
ウ　前記の活動について、必要と認める場合には東海北陸ブロック事務所による医療救護班の活動支援

５　指定地方公共機関

（１）東邦ガス株式会社、東邦ガスネットワーク株式会社
ア　ガス施設等の整備と防火管理
イ　災害時のガス供給
ウ　被災施設の調査と災害復旧

（２）鉄道事業者（長良川鉄道株式会社）
ア　鉄道施設の整備
イ　災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
ウ　災害時の応急輸送対策
エ　被災施設の調査及び復旧
（３）一般社団法人岐阜県トラック協会
ア　安全輸送の確保
イ　災害対策人員、輸送の確保
ウ　被災地の交通の確保
（４）中部日本放送株式会社、名古屋テレビ放送株式会社、東海テレビ放送株式会社、東海ラジオ放送株式会社、株式会社岐阜放送、中京テレビ放送株式会社、テレビ愛知株式会社、株式会社岐阜新聞社、株式会社中日新聞社、株式会社毎日新聞社、株式会社朝日新聞社、株式会社読売新聞社、株式会社日本経済新聞社、株式会社中部経済新聞社、株式会社産業経済新聞社、株式会社時事通信社、社団法人共同通信社、株式会社日刊工業新聞社
ア　町民に対する防災知識の普及と警報等の周知徹底
イ　町民に対する災害応急対策等の周知徹底
ウ　社会事業団等による義援金の募集、配分
（５）岐阜県土地改良事業団体連合会、土地改良区
ア　農業用水、農業用ため池等の施設の設備と防災管理
イ　たん水防除施設の整備と防災管理
ウ　農地及び農業用施設の被害調査及び復旧
エ　農作物及び畜産物等の災害応急対策の指導
（６）岐阜県水防協会、水防管理団体
ア　水防施設、資材の整備と防災管理
イ　水防計画の策定と訓練
ウ　被災施設の調査と災害復旧
（７）一般社団法人岐阜県医師会、一般社団法人岐阜県病院協会、公益社団法人岐阜県歯科医師会、一般社団法人岐阜県薬剤師会
ア　医療及び助産活動の協力
イ　防疫その他保健衛生活動の協力
ウ　医薬品の調剤、適正使用及び医薬品の管理
（８）公益社団法人岐阜県看護協会
（９）社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会
ア　被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資
イ　ボランティア活動の推進
(10) 全岐阜県生活協同組合連合会
　物資、資材等の供給確保及び物価安定についての協力
(11) 日本水道協会岐阜支部
ア　災害による水道施設被害の調査報告
イ　災害の防除と被害の拡大防止
ウ　被災施設の応急対策と復旧

(12) 日本下水道協会岐阜県支部
ア　災害による下水道施設被害の調査報告
イ　災害の防除と被害の拡大防止
ウ　被災施設の応急対策と復旧
(13) 岐阜県環境整備事業協同組合
ア　被災地域の清掃等
イ　災害一般廃棄物の収集運搬
(14) 一般社団法人岐阜県建設業協会
ア　被災住宅の応急修理
イ　被災者の救出支援
ウ　道路、河川、その他の施設の応急復旧
エ　緊急輸送道路の確保のための措置
(15) 建設業組合
ア　町本部が行う土木施設の災害応急対策の協力
イ　災害対策についての技術者等の派遣又は、復旧物資、資材等の確保についての協力
(16) 一般社団法人岐阜県警備業協会
ア　災害時における交通誘導業務
イ　避難場所等の警戒活動
(17) 公益社団法人岐阜県バス協会
　　災害時における自動車による人員の緊急輸送

６　その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

（１）農業協同組合、森林組合等
ア　町本部が行う農林関係の被害調査等応急対策への協力
イ　農産物、林産物等の災害応急対策についての指導
ウ　被災農林に対する融資又はあっせん
エ　農林業共同利用施設の被害応急対策及び復旧
オ　飼料、肥料等の確保又はあっせん
カ　町本部が行う林業関係の被害調査等応急対策の協力
キ　林業者等に対する災害対策についての指導
（２）農事改良組合、土地改良区、農業振興会、漁業組合
ア　農業用水、ため池等の施設の整備と防災管理
イ　農地及び農業用施設の被害調査及び復旧
ウ　町本部が行う農業関係の被害調査、その他の協力
エ　水産関係の被害調査及びその復旧対策

（３）可茂消防事務組合
ア　災害の警戒、防御、救助
イ　災害に対する広報
ウ　避難誘導
エ　傷病者の救護、搬送
オ　火災原因及び損害調査
カ　防火査察、立ち入り検査及び消防用設備の調査、指導
キ　消防通信、消防水利の整備点検
ク　気象情報の収集
（４）可茂衛生施設利用組合
ア　災害時の可燃物、不燃物等の処理
イ　災害時のし尿処理
（５）病院等管理者
ア　避難施設の整備及び避難訓練の実施
イ　災害時における病人等の収容及び保護
ウ　災害時における被災負傷者の治療及び助産
エ　医療施設の耐震化
（６）社会福祉施設管理者
ア　避難施設の整備と避難等の訓練
イ　被災時の入所者及び要介護者等の入所保護
（７）社会福祉協議会
ア　被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資
イ　ボランティア活動の推進
ウ　義援金品の配分
（８）共同募金会
　義援金品の募集、配分
（９）商工会
ア　町本部が行う商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等についての協力
イ　災害時における物価安定についての協力
ウ　救助用物資、復旧用資材の確保についての協力、あっせん
(10) 金融機関
　被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置
(11) 学校法人
ア　避難施設の整備と避難等の訓練
イ　被災者における教育の対策
ウ　被災施設の災害復旧

(12) 学校、保育所
ア　避難施設の整備と避難等の訓練
イ　災害時における避難その他児童生徒、園児の保護対策
ウ　被災時における教育の対策
エ　被災施設の災害対策
オ　避難所の開設についての協力
(13) 高圧ガス取扱機関
ア　高圧ガスの防災管理
イ　災害時における高圧ガスの供給
(14) 火薬取扱機関
　　火薬の防災管理
(15) ガソリン等危険物取扱機関
ア　ガソリン等危険物の防災管理
イ　災害時におけるガソリン等の供給
(16) プロパンガス、石油類等取り扱い機関
ア　プロパンガス及び石油類の防災管理
イ　災害時におけるプロパンガス及び灯油等の供給
(17) 専用水道設置者
ア　災害による水道施設被害の調査報告
イ　災害の防除と被害の拡大防止
ウ　被災施設の応急対策と復旧
(18) ゴルフ場経営者
　　災害時における臨時ヘリポートの設置及び被災者の救援活動
(19) 医薬品供給機関
　　災害時における医薬品、医療ガスの緊急輸送
(20) 自動車輸送機関
ア　安全輸送の確保
イ　災害応急対策用物資及び人員の緊急輸送についての協力
ウ　被災地における交通の確保
(21) 自治会、自主防災組織、日赤奉仕団、交通安全協会等
ア　町本部が行う住家等一般被害状況等の調査についての協力及び指導
イ　災害義援金品の募集及び配布
ウ　炊出しその他被災者の救助保護等についての協力
エ　町その他防災機関の防災活動についての協力
(22) 加茂警察署
ア　町民の安全確保と避難
イ　交通安全対策
ウ　被災地における治安の確保
(23) その他防災上重要な施設の管理者
ア　災害予防体制の整備
イ　災害時の応急措置
ウ　町その他防災機関の防災活動についての協力

第４項　町民等の基本的責務

１　富加町民の責務

「自らの生命は自ら守る」「みんなの地域はみんなで守る」が、防災の基本的な考え方であり、町民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。特に、いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要があり、その実践を促進する国民運動を展開しなければならない。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、町等が行っている防災活動に協力する等、防災への寄与に努めなければならない。

２　事業者の責務

事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施する等の防災活動の推進に努めるものとする。

第４節　町地域の地勢と災害の概要

１　地形的条件

本町は岐阜県の中南部に位置し、標高７５m、面積１６．８２平方キロメートルで東部及び南部を美濃加茂市に、西部及び北部を関市に接し、津保川、川浦川等河川の一部及び山の陵線等でなしている。北部山麓より南部に向かって緩傾斜をなし、津保川、川浦川によって育成された南部平坦地と標高２７８．２９mの梨割山を始めとする北東部丘陵地帯とに分かれており、地質は秩父古生層に属している。富加町役場の位置を経緯度でみると次のとおりとなる。

名　称	所　在　地	北　　緯	東　　経	海　抜
富加町役場	富加町滝田１５１１番地	35° 28′ 55″	136° 58′ 52″	７５m

２　気象条件

降雨量は年間１，７３９mm、年間平均気温は１４．６度と比較的温暖な気候に恵まれ、積雪量も非常に少ない。（岐阜県地方気象台美濃加茂観測所・平年値）

３　災害条件

本町は、地形、気象等の条件に恵まれ従来から大災害を受けた例は少ないが、伊勢湾台風、第２室戸台風の被害を受け、昭和４３年には８．１７集中豪雨、平成４年には８．１１集中豪雨により甚大な被害を受けている。

（１）水害・土砂災害

水害は、従来から本町の北西部を流れる津保川、中央部を横断する川浦川の増水によって道路の決壊、橋梁の流失、耕地の埋没、家屋の流失、浸水等の被害が出ており、今後においてもこの種の災害の発生が予想される。また、本町北部の山間部では、集中豪雨に伴う山腹の崩壊等による土砂の流出等の被害が出ており将来においても、この種の被害を主体とした土砂災害が予想される。

（２）火災

近年、建物火災については消防力の強化及び対象物の消防設備の整備に伴い、大火災は発生していないが、乾燥期における強風時及び震災時等の特殊な条件下では、密集地一帯の大規模火災発生の危険性がある。

（３）風害

過去の災害のうち、伊勢湾、第２室戸台風等大きな被害をうけた経過から見て、今後においても同様の災害が予想される。なお、家屋倒壊等による火災の発生も充分考慮しなければならない。

（４）震災

本町は、明治２４年に発生した濃尾地震（Ｍ８．０）により大規模な被害を受けている。近年は、東海地震・東南海地震の発生確率が年々高まる一方、東濃の阿寺断層の活動に伴う内陸型地震の発生も指摘されている。これらを震源として特に直下型地震が発生した場合、建物の損壊、道路の寸断、有線通信網の途絶のほか各所に火災はもちろん、山地等の崩壊による自然ダムの形成と、それによる土石流災害発生の危険性もある。こうしたことから、地震に関する防災計画については、別途「地震対策計画編」として示すものとする。